

久御山町第5次障害者基本計画策定業務に係る提案書審査委員会設置要綱

(目的)

第1条 久御山町第5次障害者基本計画策定業務を行う事業者として最適な者を選定するにあたり、提案者から提出された企画提案書を審査するため、久御山町第5次障害者基本計画策定業務に係る提案書審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織及び運営)

第2条 委員会は、別表に定める委員をもって組織する。

- 2 委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は、民生部長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、提案者から提出された企画提案書を審査・評価し、審査結果報告書を作成する。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、福祉課高齢介護障がい係において処理する。

(その他)

第5条 委員会の設置期間は、審査結果報告書の作成までとする。

- 2 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。